

(6) 所有免許状を基礎に、在職年数と単位で養護教諭又は栄養教諭の上級免許状を取得する方法

基礎となる免許状を取得後、在職年数と所定の単位を修得し、上級免許状を取得します。

①養護教諭の上級免許状を取得する方法（別表第6）

ア 養護教諭一種免許状→養護教諭専修免許状

基礎資格	在職年数及び単位数	最低在職年数	最低修得単位数
			大学が独自に設定する科目
	養護教諭一種免許状を有する者	3年	15

【最低在職年数】

養護教諭一種免許状を取得した後に、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭として良好な成績で勤務した年数である。

【最低修得単位数】

- 1 養護教諭一種免許状を取得した後に、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。
- 2 『大学が独自に設定する科目』
  - (1) 『養護に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目』又は『教育実践に関する科目』を修得するものとする。
  - (2) 3単位までは、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目』又は『教育実践に関する科目』に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができる。

イ 養護教諭二種免許状→養護教諭一種免許状（別表第6）

在職年数 及び単位数		最低在職年数	最低修得単位数					大学が 独自に 設定す る科目	合計
			養護に関 する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎 的理解に関する科目等			計		
				教育の基 礎的理解 に関する科 目	道徳、総合的 な学習の時間 等の内容及び 生徒指導、教 育相談等に関 する科目				
養護教諭二種免許状を有する者	ア	1年	4	2	1	3		10	
	イ	1年	4	2	1	3	2	10	
	ウ	3年	8	3	3	6	2	20	
		4年	7	3	2	5	1	15	
		5年	5	2	2	4	1	10	

【基礎資格】

- 1 アは、「保健師助産師看護師法第7条第1項に規定する保健師免許証を有する者」である。
- 2 イは、「大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者若しくは大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者」である。
- 3 ウは、ア又はイ以外の者である。

【在職年数】

養護教諭二種免許状を**取得した後に**、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭として良好な成績で勤務した年数である。

【最低修得単位数】

- 1 養護教諭二種免許状を**取得した後**に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。
- 2 『養護に関する科目』は、下表に示すところにより修得しなければならない。

基礎資格 及び最低 在職年数		最低修得単位数									
		養護に関する科目									
		衛生学・ 公衆衛生 学（予防 医学を含 む。）	学校保 健	養護概 説	栄養学 （食品 学を含 む。）	健康相 談活動 の理 論・健 康相談 活動の 方法	解剖学・ 生理学	「微生 物学、 免疫 学、薬 理概 論」	精神 保健	看護学 （臨床 実習及 び救急 処置を 含む。）	計
ア	1年	1	1	1	1						4
イ	1年	1	1	1	1						4
ウ	3年	2	2	2	2					8	
	4年	2	2	2	1						7
	5年	1以上	1以上	1以上	1以上						5

3 『大学が独自に設定する科目』

『養護に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』又は大学が加えるこれらに準ずる科目を修得するものとする。

ウ 養護助教諭免許状→養護教諭二種免許状（別表第6）

基礎資格		在職年数及び 単位数	最低在職年数	最低修得単位数					
				養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			大学が独自に設定する科目	合計
					教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	計		
養護助教諭免許状を有する者又は養護職員	高等学校卒業以上	ア	0年	4	2	1	3		10
		イ	3年	4	2	1	3		10
		ウ	3年	4	2	1	3		10
		エ	6年	14	5	3	8	2	30
			7年	12	4	3	7	2	25
			8年	9	4	2	6	2	20
	9年		7	3	2	5	1	15	
	10年	5	3	1	4	1	10		
	上記以外	オ	3年	4	2	1	3		10
		カ	6年	14	5	3	8	2	30
			7年	12	4	3	7	2	25
			8年	9	4	2	6	2	20
			9年	7	3	2	5	1	15
			10年	5	3	1	4	1	10

【基礎資格】

- ア 保健師助産師看護師法（以下、この号において「法」という。）第7条第3項に規定する看護師免許証を有する者
- イ 准看護師免許証を有する者
- ウ 法第53条第1項の規定に該当すること又は同条第3項の規定により免許を受けている者
- エ ア～ウ以外の者
- オ 保健師免許証及び法第53条第1項の規定に該当すること又は同条第3項の規定により免許を受けている者
- カ 准看護師免許証、看護師免許証又は法第51条第1項の規定に該当すること若しくは同条第3項の規定により免許を受けている者

【在職年数】

養護助教諭免許状を**取得した後**に、又は養護職員として発令を受けた後に養護助教諭として良好な成績で勤務した年数である。

【最低修得単位数】

- 1 養護助教諭免許状を**取得した後**又は養護教員として**発令を受けた後**に、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。
- 2 『養護に関する科目』は、下表に示すところにより修得しなければならない。

基礎資格及び最低在職年数		最低修得単位数									
		養護に関する科目									
		衛生学・公衆衛生学 (予防医学を含む。)	学校保健	養護概説	栄養学(食品学を含む。)	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	解剖学・生理学	「微生物学、免疫学、薬理概論」	精神保健	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	計
ア	0年	1	1	1	1						4
イ	3年	1	1	1	1						4
ウ	3年	1	1	1	1						4
エ	6年	2	1	1	2	4科目で8				14	
	7年	2	1	1	2	3科目で6				12	
	8年	2	1	1	2	2科目で3				9	
	9年	2	1	1	2科目で3				7		
	10年	2	1	1	1				5		
オ	3年	1	1	1	1						4
カ	6年	2	1	1	2						14
	7年	2	1	1	2						12
	8年	2	1	1	2						9
	9年	2	1	1	1						7
	10年	2	1	1	1						5

3 『大学が独自に設定する科目』

『養護に関する科目』、『教育の基礎的理解に関する科目』、『道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目』、『教育実践に関する科目』又は大学が加えるこれらに準ずる科目を修得するものとする。

②栄養教諭の上級免許状を取得する方法（別表第6の2）

ア 栄養教諭一種免許状→栄養教諭専修免許状

基礎資格	在職年数及び単位数	最低修得単位数
	最低在職年数	大学が独自に設定する科目
栄養教諭一種免許状を有する者	3年	15

【最低在職年数】

栄養教諭一種免許状を**取得した後**に、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭として良好な成績で勤務した年数である。

【最低修得単位数】

1 栄養教諭一種免許状を**取得した後**に、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得するものとする。

2 『大学が独自に設定する科目』

栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。

イ 栄養教諭二種免許状→栄養教諭一種免許状（別表第6の2）

基礎資格	在職年数及び単位	最低在職年数	最低修得単位数					合計
			管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等			
					教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	計	
栄養教諭二種免許状を有する者	ア	1年	0	2	3	3	6	8
	イ	3年	32	2	3	3	6	40
		4年	27	2	3	3	6	35
		5年	22	2	3	3	6	30
		6年	17	2	3	3	6	25
		7年	12	2	3	3	6	20
		8年	7	2	3	3	6	15
		9年	2	2	3	3	6	10

【基礎資格】

- 1 アは管理栄養師免許証を有する者、イはそれ以外の者である。
- 2 基礎資格のアの最低在職年数欄の「1年」に「1年未満の期間」を含むことができる。

【最低在職年数】

栄養教諭二種免許状を**取得した後に**、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭として良好な成績で勤務した年数である。

【最低修得単位数】

- 1 栄養教諭二種免許状を**取得した後に**、大学の認定課程や認定講習等において修得するものとする。
- 2 『栄養に係る教育に関する科目』  
 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項、幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項、食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項を含むものとする。

### ③経過措置について

平成31年3月31日までに所要資格を得た者で、平成31年4月1日改正後の教育職員免許法施行規則第17条及び17条の2を満たしている者は所要資格を得た者とみなす。